

長崎県耐震改修促進計画の改訂について

国の基本方針の一部改正の概要（令和3年12月）

< 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 >

（1）新たな目標の設定

住宅の耐震化率：令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率：令和7年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。

（2）ブロック塀関係

通学路等における危険なブロック塀の対策が十分に進んでいない状況を踏まえ、通学路等の沿道のブロック塀の実態を把握したうえで耐震診断義務付けを検討すべきことを明確化。

（3）その他

速やかな耐震化が難しい場合等所有者の個別の事情に応じられるよう、相談体制を強化すべきことを追記

緊急時の安全確保・避難等の各種対策や耐震化に関する情報連携に資することから、連携すべき部局として福祉部局を追記

国の基本方針を踏まえた改訂を実施

長崎県耐震改修促進計画(R4改訂案)の概要

1 耐震改修促進計画の目的

（1）計画の必要性

都道府県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断及び耐震改修を促進する計画を定めることとされている。建築物の耐震改修は、緊急かつ最優先に取り組むべき課題であり、耐震改修促進計画を策定し、「具体的な目標」のもと「計画的な耐震化」を行うことが必要である。

（2）計画の目的

住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率の目標を設定し、建築物の用途・役割を考慮した耐震化を図り、地震被害を減少させること。

（3）計画の期間

平成19年8月から **令和8年3月まで**

改訂の概要

改訂箇所:

計画期間の延長

2 耐震改修の現状と目標

（1）想定される地震の規模

「長崎県地震等防災アセスメント報告書」によると、県内の活断層による地震規模は震度6弱以上の区域が6市2町で想定され、一部の区域では、震度7の発生も予測されている。

（2）耐震化の目標

分類	現状（R2）	目標（R7）
住宅	86%	95%
多数の者が利用する建築物	94%	97%
耐震診断義務付け対象建築物	77%	90%

（3）県が所有する建築物の耐震化について

- ・ 防災上重要な防災拠点や学校の耐震化を促進する。
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状97%（R2）であり、引き続き耐震化に向けた取組を進め、早期の完了を目指す。
- ・ 天井や設備機器等の非構造部材の耐震化についても、積極的に取り組む。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、目標の見直し。耐震診断義務付け対象建築物の目標を新たに追加。

【国方針改正(1)関連】

改訂の概要

3 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項

(1) 民間建築物の耐震化を促進するための支援

- ・住宅の耐震化に関する支援
- ・**特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する施策**
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する施策

(2) 耐震改修を促進するための環境整備

- ・専門技術者の養成
- ・耐震技術の普及

(3) 地震時の総合的な安全対策

- ・ブロック塀の安全対策
- ・**危険ブロック塀の除却に関する支援**
- ・落下に対する安全対策（外壁、窓ガラス、天井、屋根瓦）
- ・EVの閉じ込め防止対策
- ・エスカレーターの脱落防止対策
- ・給湯設備の転倒防止対策
- ・地震発生後の対応
- ・地震によるがけ崩れ等の安全対策

(4) 大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物の指定

防災拠点となる公共施設等の耐震化は、早急に取り組む必要があるため、耐震改修促進法に基づく防災拠点建築物(要安全確認計画記載建築物)の指定を行う。

要件：S56.5.31以前に新築工事に着手し、以下に該当するもの（改修済、工事中除く）

県及び市町の災害対策本部の設置場所となる庁舎等の建築物
地域防災計画に記載のある防災拠点建築物で、市町等の意向を踏まえて指定する建築物

(5) 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定

長崎県地域防災計画に「緊急輸送道路ネットワーク」として指定された道路を、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路（耐震化努力義務路線）として指定する。

相談体制の強化・関係部局との連携について追記。

【国方針改正(3)関連】

通学路に面した危険ブロック塀の除却に要した費用に対する支援について追記。

【国方針改正(2)関連】

本計画に記載した防災拠点建築物について、市町の意向を踏まえ、追加指定を行う。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 相談体制の整備、(2) 耐震化に関する啓発

- ・相談窓口の設置
- ・情報提供
- ・講習会開催
- ・情報発信

(3) 耐震適合表示制度による耐震化の促進

5 建築基準法による勧告又は命令等における所管行政庁との連携等

- ・特定既存耐震不適格建築物への指導・助言・指示・公表
- ・要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物への対応

6 その他

本計画は耐震化の状況を勘案のうえ、必要に応じて、計画の見直しを行う。

その他、時点修正等の必要な修正を行う。